

とをしてほしいというような申し入れ文書をしていただきたいというふうに思いますけれども、例年、通年口頭でそのことを言っている形ですけれども、ぜひ市の方としてはそういったことを文書にしたい、ききたいと思えますし、同時に市長さんの御意見であるところの「中止になればよかったと思う」ということも、ぜひ米軍側、あるいは防衛庁に伝えていただきたいと思えますけれども、これについてはどのような考えかということ、もう一回伺っておきたいと思っております。

それから、市長さんの御答弁のとおり、連絡、給油にアメリカ軍の関係する軍用機が飛来すること、これは、さっき、去年カナダ空軍、イギリス空軍の話を何回か挙げましたけれども、非常にままあることは事実ですね。僕がさっきこのことについて非常に強く言ったのは、先ほど言いました二月の二日にありましたカナダ軍機のこと、やはり問題にしたわけです。カナダ軍機が、名前から言いますとCL600もしくはCL601というどちらかの形だと思えますけれども、カナダの空軍ではCC144と言うんだそうです。これが連絡、給油だけではなくて、二月二日の十二時十分から数回にわたってタッチアンドゴーの訓練をしていたので、非常に問題だろうと思っているんです。連絡、給油に立ち寄ることはあり得ると、いうふうな認識が片一方であるわけですけれども、同時に、僕は何でそんなことに気がついたかというと、家にいて上を飛んでいる飛行機が見たことがない飛行機だと思って、飛行場へ、横田基地に見にいってみたら盛んに——盛んにという表現は非常に難しいので、僕の見ている限りでは三回にわたってタッチアンドゴーの訓練をしているわけです。

そんなことが許されるかどうかということ、あるいは許されるということに協定上はなっているにしても、市民の方から言いますと、さっき言ったとおりのことです。ここについては連絡、給油ばかりではなくて訓練をやっていることについては、市長さん、どう思うのかということ、再度お尋ねをしまして、同時にそのことは、米軍当局並びに防衛庁や防衛施設庁に対して一定の形で申し入れ等々のことをお答えしていただくようお願いいたしますけれども、そこについてはどういうふうにお考えかということ、伺いたいというふうに思います。

それから、正月三が日の離着陸数のことですが、さっきも資料を読み上げましたけれども、土曜

日、日曜日がやはり一月一日、二日に入って、あるいは三日に入っている限りは非常に飛行量が少ないというのが、これは市長さんがやってくださった努力の結果かどうかということ、非常に密接に関係があると思えますけれども、ともかくもその三が日、今年度は五十一回で済んだということから考えますと、ぜひ今後三が日だけでもせめて静かな、という形についてお願いをしたい。

ただ、一月一日でも二十二回飛んでいるんですよ。一日平均というのが先ほど報告もありましたけれども、大体一月の平均で、六十二年の平均で四十一回ですから、普段の日の半分、それでも半分飛んでいるんですよ。そういうことからいいますと、三が日につきましては全くその、飛ばないような形でも、ことし、今度の新しい市長さんにどなたになるかわかりませんが、その方にもお願いする形になりますけれども、そういうことを考えておきたいと思えます。三が日の離着陸数と、それから十二月期の離着陸数に関しては、ここまでとしたいと思います。

それから、体育行政のことなんですけれども、先ほど御質問をして、次長の答弁の中で洩れているところがあると思いますが、これは教育長に伺いたいというふうに思いますけれども、実際に一週間ほど前から市庁舎の中に、体育館に関する組合のビラが随分たくさん貼られていたわけです。これに関しましては当然のように交渉がなされ、解決がなされていたと思えますけれども、やはりあそこでありましたのは、人員要求のことが非常に大きく書かれたステッカーなわけです。

市民的な感情からしますと、人員要求のことはあるだろうけれども、実際に体育館が本当に人が足りないのかと。足りないんだつたり、ふやしてあげようじゃないかということがありますけれども、まず最初に定員があって、定員が足りないからということではなくて、実際に運用上ですね、難しいということであれば、やはり考えてもらう、あるいはそれがどのぐらいの時期でそういうふうな現実になっているのか。四月一日でなっていくのか、それとももう少し先になるのかということも含めて知りたいと思うんです。

現実には、熊川の方もそうですけれども、前回の質問のときに大変な超勤があったことは随分おさまっているとも聞きますし、それから使用している皆さんが、だんだん慣れてきて上手に使うようになってき

たことは間違いないみたいです。そんな上で、人員配置については、先ほどの要するに市民にこたえる形でなお協議、いましばらくと言いますけれども、組合との問題はこういうふうに解決したのかなというふうなことがあります。ぜひ伺っておきたいというふうに思っています。

それから、やはり次長からの答弁の中で、市民体育館、つまり田園にあります市民体育館につきまして、一ヵ月前から申請して市民に迷惑はかけない、体協などの優先はないと言いますけれども、実際運用上そうされてないのが事実だと思うんですね。それは実態把握、こちらの方もこれこれの日にこういう団体が行ったろうであったというようなデータは持っていない質問ですから非常にしにくいので、今の答弁、つまり次長さんの答弁であるところの市民に迷惑はかけない、優先はないんだというところをもう一回確認したいんですね。その上で、来月以降、申請その他のところで実際の運用がどうなっているかということは、先々また伺っていききたいと思えますけれども、そのところの確認をさせていただきたいというふうに思っています。

それから、これはぜひ教育長さんに伺っておきたいんですが、先ほど次長さんの答弁の中で、市民参加の協議会、利用者の声を聞く会みたいなものを考えたいというふうにおっしゃいましたね。僕は、これはすぐ行政としても大前進だと思えますし、そういうようなことがあれば、これから先の福祉センタ―もそうですけれども、上手な形で市民参加になっていくと思うんですね。例えば、公民館などは法律なんかで、公民館の審議会みたいなもの、運営審議会が決まっていますから、それはいろいろな形で行われていますし、公民館に関する大会も昨年ありまして、そこに一昨年から昨年か参加をしましたけれども、非常にいろいろな形で公民館の参加というのがありますよね。市民参加の一步だと思うんですが、具体的にどのようなお考えを教育長はお持ちなのかということ、利用者の声を聞く会を持ちたいというところについて、伺いたいと思います。

それから、情報公開の問題なんですが、先ほど、つまりこれに関しましては、個人情報問題と情報公開の条例の問題にちょっと分けられますけれども、まずその個人情報問題に関しては、電算の問題が発生してからこのことがあるわけで、電算処理に関して、担当がいろいろな検討をしていると。一般質問の中で

も、個人情報の開示の問題に関しては、用紙等々の整備というのはどういうふうに考えているかということ、何を伺ったわけで、そのときには、早急に整備をします、あるいは要綱が出ようが出まいが個人情報、私の情報を一体どういうふうに持っているかということの要求がある可能性があるわけですよね。そこには答えられますかという質問をしているときに、答えられるような感じだったんですが、その後ですね、用紙の設定その他の進展はどうなっているかということ、もう一遍ちゃんと伺っておきたいというふうに思います。それが一つ。

それからもう一つは、全体の情報公開の問題からいいますと、さっき浅見部長がおっしゃったとおり文書管理の問題があるんだということは、間違いないと思うんですね。さっきの答弁を聞いてますと、いろいろ努力はしたいんだけど、とにかく文書の管理が今のところ余りうまくいってらんのだよ、というふうに聞こえるんですよ。事実だろうと思うんです。それに対しては、具体的な情報公開の条例をつくっていく間の整備、整理というものをどうやって具体的にするような形でもって今進めているのかということ、つまりさっきのまんまの答弁だと、結局のところ、どうも手元に置きたい書類もいっぱいあって、向こうに置くのもあるけれども、結局手元に置くのがいっぱいあってね、これじゃちょっと文書の整理ができないよということになっちゃうと、先々までなっちゃうわけで、どこかめで、整理がつくだろうと思うんですね。そういうめど、整理に関しては、別にあした、あさってということじゃないので、どういうふうな形になっているかということ、ちょっと伺っておかなきゃということ、もう一遍聞いておきたいと思えます。

それから、最後ですね、市長の文書問題に関して、難しい問題である。地方議員には資料要求の、ありてい言えば地方自治法上の権利はないんですね、おっしゃるとおり。それから資料に関して、今委員会などの資料に関しては、全体の委員会に諮って委員会として資料を取っているという形です。この間のこのような形で、一般質問の中で見せろ、見せないと言ってもせん方ないところがあるかもしれないけれども、そこだけでずっといくつもりなのかどうかということがあつて、さっきの公文書や、あるいは

公にされたものに関しては、整理された上でいつでも引き出せるという形が、非常に重要になってくるわけですよ。そうでなければ情報としての、自治体なりあるいは公的な機関が持っている情報を一般市民が得る必要はないわけですから、それからいうと議員も一般市民も余り変わらないということに、もちろんなるんですが、先ほどの答弁の中でも、立場を認識、それ相応の協力をする。しかし強制力はないんだということではありますけれども、それはもったもなことです。そうしますと、すべてのところは委員会資料請求能力で処理するしかないとは思っていますけれども、その実際の運用についてはどういうふうに、弾力的な運用なんかする気があるのかということをお願いしたいのと、それからやはりさっきの、それは市長さんに伺った方がいいと思うんですが、十二月の問題に関しては、文書の管理をしていることが難しいがゆえの公文書の公開の拒否ではないと思うんですが、これから次の市長さんにいろいろなことになったのかということも、またちゃんと聞いておいた方が、これから次の市長さんにいろいろなことをお願いするときにいいと思うので、ぜひその見解だけは市長さんにも伺っておきたいと思っています。

それから、市内在住外国人の、ちょっと資料的なものを要求しておきますけれども、六十三年の一月末なり二月末段階の外国人登録人口の変化というのはどういうふうになっていきますか。あの、なんでこんなことを聞くかというと、一月だと思えますけれども、役所に来たら随分たくさん、フィリピンの人だと思えますけれども、女の人たちが登録に来ていた時期があったんですね。わいわい、わいわいと。随分、やっぱりまちの中にはいるもんだなと思ったんですけれども、実際に六十一年の事務報告の登録人口から、変化が顕著にあるところがあるとすれば、どこいら辺にあるのかということもぜひ伺っておきたいと思っています。いますし、確かに御答弁のとおり、生活保護法というのは外国人は適用外ですけれども、登録している外国人に関しては法に準じた措置、つまりその外国人が外国人登録をしてある場所まで戻った上で、生活保護の問題、実際の運用はこのまちにまた戻ってくるんですけれども、その間の時間が、大変時間がかかったりなんかすることが、運用上問題になったりすることがあるんですけれども、外国人との間には、日本と外交関係のあるものの場合には、私たち持ちますけれども、パスポートの中には相手国の責任者に対して、この国の人は私の国の人間だから、あんたの国に行ったらよろしく頼むぜということが書いてあ

るわけで、それに従った形で登録外の緊急時の、とりあえず保護ということだと思いますけれども、ぜひそこに関してはこれから研究をよろしくお願いをしたいと思っています。

恐らく、まちの中に外国人の人がふえてきて、労働したりさまざまな形で住むと、結局そういう問題が起こってくると思うんですね。国民健康保険もない中で、例えば病気をしてしまう、倒れてしまう、どうしようもないなんてことがあるわけで、そのときに一体市としてどういう態度をとっていくかということがそれぞれの市町村で、何か問われ始めたことがあるわけで、ぜひここは、これ以上の形で詰めませんけれども、ぜひ研究をしていただきたいというふうに思っています。

それから、これは答弁の必要がありませんけれども、これから外国人がたくさん住むようになる中で、職員とか、あるいは市の関連の採用の問題なんかも出てくるんですね。大阪なんかでは既に、医師やあるいは教師の中で採用における外国人に対する姿勢、つまり外国人は除くということを外しているような自治体も出てきているわけですけれども、これらにつきましても、今後どうなるかということもぜひまた質問を続けていきますので、研究をしていただきたいというふうに思っています。

このことは、ここまでで結構です。

次に、最後の総合福祉センターのところで、市長さんの方から片倉工業の跡地もだんだん買えるんだと。ということは、片倉工業の跡地に福祉センターをつくるんだぞということ、例えばどの形でも恐らく公になってはいないと思いますけれども、大体皆の認識みたいな形ですよね。それは、どこかの形で僕は、認識から具体的なものに、最後のお仕事でも構わないからした方がいいと思うんですよ。そうじゃないと、いつまでもつまりうわさの段階だったりするわけで、そういう段階でいろいろな思惑なんかが出るよりは、むしろこういうふうにしていくぞと言った上で、広く会議を起こし万機公論に決すべしじゃありませんけれども、調査をしていただきたいと思っています。この答弁の中で、十分に調査研究をして検討したいということですから、どれぐらいをめどにそういった形のものを考えるのか。それは市民参加みたいなことがあるのかということ。

来僕は、これは無所属クラブの予算要求のときにも、当局側と話しているときに、総合福祉センターは将

来できるわけですから、そのときにぜひ建設的な御意見を伺いたいということを、多分どの会派の皆さんにもそういうことをおっしゃっている、間違いなくおっしゃっていると思いますけれども、議会の会派とか、あるいは政党とか、それからいろいろな団体、福祉団体とか平和団体を超えて、市民の皆さんが参加できるような形で、まず意見を聞く。市がリードをすることは当然だと思えますし、例えば百の意見があって百の意見を全部入れたら、何かすごいものができちゃうかもしれないけれども、それはお金の問題とかなんかという形は、必ず示すことができますよね。議論のイニシアチブをとる形や、あるいは示すことができると思います。

その中でむしろ大事なことは、そうした形で市民が参加をしてくる。そうすれば、さっきも言いましたけれども、突然建物ができることになってしまったけれども、それから、後から考えるということがなくなると思うんです。それは、市長さんは体育館のときに、やはり用地問題を含めて二転三転する中で、しみじみ思われたと思うんですね。あるいは中身をつくるときや、今回庁舎中にステッカーが出て、市民にしてみれば、何で熊川の体育館は人が足りないのか。どうなっているんだろなんて思うようなことは、すぐく少なくなっていくと思うんです。御近所の御意見を伺うだけでも、随分違うと思うんですが、具体的にどの辺から検討し、スタートするかということをやちょっと伺いたいと思います。以上です。

○教育長（森田 猛君）

自席から、体育館の関係につきまして御答弁申し上げます。

まず最初に、職員の数の問題でございしますが、この件につきましては今、組合と交渉中でございます。それで、問題は熊川体育館でございしますが、非常におかげさまで利用者喜んで使用していただいております。これに関しましては、当初は超勤も非常に多かったわけでございます。初めての施設でございますので、特に職員が配慮をしてくれただけではないかというふうに私は考えているわけでございます。

それで、われわれの今までの見解としましては、私の考えとすれば一年、いわゆる四季を通じての利用状況、市民体育館の方も一緒にございします。熊川体育館ができたんだから市民体育館が減るだろうとか、いろいろなうわさがあったわけでございますが、それはおかげさまでなく、かえって利用者がふえたというところでございますので、私どもの方も無関心ではなくて、非常に関心を持って組合とも交渉中でござい

ます。なお、団体交渉も継続中でございますので、私の方とすれば、早い時期に市長部局の方へお願いをいたしましたして、市民の要望にこたえるよう、交渉していききたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

それから、使用の関係でございしますが、規則では一応一ヵ月前に申請の受理をしておりますので、早く言えば申請順ということになるかと思いますが、規則にそううたわれておりますのでそのようにしておりますわけでございますので、当日の申し込みは、そのような関係でなかなか盛況でございしますので、利用が無理かと存ずるわけでございます。したがって、そのような場合には熊川体育館の方はどうかと、こう聞きまして、空いておればそちらへ回っていたかどうかという場合もあり得るわけでございます。この関係につきましては、広く広報等も利用いたしまして、一ヵ月前から申し込み順だよというようなことも必要かと存じます。

その次に、利用者の声でございしますが、現在われわれも二つの体育館があるわけでございまして、ひとつ今まで体育指導委員会の先生方にも御意見等も現在聞いておるわけでございます。非常に、体育指導員の方々は、月額も安いわけでございますが、月に十回以上いろいろな技術の指導を私の方でお願いし、お手伝いをいただいております。したがって、その方の十分な御意見を聞き、また教育委員会等にもよく諮りまして、市民の声を吸い上げていくような考えを持っておりますので、御理解のほどをお願いしたいと、こういうふうにかえる次第でございします。以上でございします。

○市長（田村匡雄君）

自席からお許しをいただきまして、御答弁させていただきます。

横田基地関係の、チームスピリット88について、いろいろと安全性の問題等につきまして文書で出せないのかというふうなお話でございしますけれども、今までの長い関係もございしますし、また信頼関係ということもございしますので、口頭で強くこういったことを、事故防止、安全、騒音関係については今後も申し入れをしていきたいというふうに考えておるわけです。

それから二点目の、カナダ、イギリス空軍の飛来訓練でございしますけれども、この件については遠藤議員さんの方が専門家のようでございますので、私はちょっと恥ずかしい思いをしているんですけれども、こ

員の飛行機を見たこともないし、また飛来しているのも、どういふふうな訓練をしたかということもよくわかりません。カナダのCC144とおっしゃいまして、まあそうかなと思っっているわけでございますけれども、この件につきましても協定によって、あくまでも飛来して来たんだというふうには私は解釈しているわけでございますので、よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（内田和雄君） 個人情報の開示の関係でございますが、現行の中で多くの場合は処理できるケースもあるわけですが、この電算処理の規則十二条の規定だけでは、まちまちになるケースが考えられるわけでございますので、先ほど申し上げたような関係で、今連絡会議等で要綱をまとめております。一応原案はできておりますが、今そのそれぞれの係等において、最後の詰めを行っております。これも近いうちに決定できると思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○市民部長（小野光朗君） 引き続きまして、市内在住外国人の動向について御答弁申し上げます。

例えばでございますけれども、五十八年でございまして中国の方が五十八人でございました。六十二年現在で九十人でございますので、三十二人の増というふうになっております。特に御指摘のとおり、フィリピンの方が五十八年は四人でしたんですけれども、六十三年は四十一人ということで、三十七人というふうにふえております。あとは、アメリカ等は余り変わりませんけれども、タイですか、これが五十八年は六人でございましたけれども、六十三年は八人ということです。プラス二名ということです。あと、ネパールの方が五十八年ですと一人でしたんですけれども、六十三年は三人ということで、プラス二ということなんです。平均しまして、五十八年に七百三十七名おりましたんですけれども、六十三年の現在では八百十六人ということで、合計では七十九人ふえているということでございます。

なお、御指摘のとおりフィリピンの方は、男の方が六人ですね、六十三年の三月でございましてけれども、女の方が、十六歳以上が三十四名で十六歳以下が一名の三十五名ということになっております。以上でございます。

○助役（古谷徳男君） 公文書の開示についての市長の見解ということでございますけれども、先ほど部長の方から説明があったんですけれども、現在いろいろな情報公開に向けての整備はさせてもらっております。

すけれども、法的にこれについての規定がないわけでございます。随意ということになるかと思うんですけれども、内部規定ができるまでの間、しばらくの間になると思うんですが、従来どおり、文書については、最高責任者である市長の考え方でその判断と申しますか、そういったことをしていく考えでございます。文書のいろいろな種類によっても違ってくると思うんですが、それぞれその文書を管理する最高の責任者、そういった方の判断に任せていきたい、このように思います。

○市長（田村匡雄君） 大変失礼しました。総合福祉センターの件について御答弁申し上げます。

この件につきましては、先ほど申し上げたように、今公社で土地の買収に当たっていただいているわけでございますけれども、一応いろいろと皆さん方の御要望等もございまして、総合福祉センターが一番いいんではないかなというふうに考えておるわけでございます。そのようにお願いしたいというふうに思っているわけでございます。その場合に、どのようなものをつくるかということのようでございますけれども、市民参加でいろいろと協議会みたいな中に一応入っていただくのかというふうなお話でございますけれども、そのことにつきましては、先ほど申し上げたとおり、調査、研究をしていただくようお願いしたいというふうな考えでおるわけでございますので、よろしくお願いいたします。

○十三番（遠藤洋一君） 最初の横田基地についてというところで、市長の方からチームスピリットについての申し入れ、反対はしないということですから、申し入れは長い間の関係や信頼関係もあって口頭でやるつもりだということで、できれば文書と思えますけれども、その間の安全ということを強く申し入れていただきたいというふうなことでとめておきたいと思えます。

それから、他国機の飛来ということについても、僕は別に専門家というわけではなくて、見て違うのが何だか飛んでいるというのは気がつくわけですね、行ってみたらカナダでなんじゃらほいという感じがしますから、それは非常にうるさいものだということと、行ってみたらカナダでなんじゃらほいという感じがしますから、やはり僕は、何度も言いますけれども、基地対策の、やはりきちんとしたものができないと、こういうところはいつも見逃してしまうのではないかと、こういうふうなふうに思っています。さっきの昭島の資料を取り寄せて、正月三が日の数というのを出してきたんですけれども、そういうことについては、やはり近

隣市町村は非常に敏感なところがあるわけで、そういうことから言いましても、基地に対する毅然とした態度が、やはり市のために必要ではないかと思ひますので、新しい市長さんになるでしようけれども、こゝういったまちの三分の一の基地の動向ということについて、ぜひ注意をしていただきたいというふうに思ふところまで終わっておきたいと思ひます。

それから正月三日のところ、さっきも言いましたけれども、ぜひ今後のこともありますので、ぜひこゝういう資料を、六十三年ですと一日づつの日に出ている、一日二十二回ということが出ているわけですから、これからの参考という形でも、これもできれば事務報告なりのところに記録にとどめておいていただきたいというふうに思ひます。こゝまでは以上で結構です。

それから、次の体育館行政のことで、今教育長から、職員の数については組合と交渉中であると。ぜひ、問題はその職員の数、僕の方にしてみれば、職員の数だけではなくて、実際にどういう形で体育館が、市民のために利用するのにされやすい形であるのか。今の形からしますと平常勤務、つまり体育館は今度九時ですから九時から五時の平常勤務時間以外は、超過勤務をしない限りは職員の方がいないわけですよ。熊川体育館ができる前の市民体育館、つまり田園にある市民体育館の状況等からいいますと、夜間にも職員が配置されているという形で、市民にとって非常に使いやすいというところがあつたわけです。熊川体育館がオープンするときに、実際には職員の運用上の問題になつてきたと思うんですけれども、夜間については職員配置ができないということもありました。今後、先ほども言いましたとおり、夜間に、市民の要望が強ければ、職員のことにについては別の意味でも考えていただきたいというふうに思ひつゝいます。そのためにも、さっき次長の答弁では、市民参加の声を聞く会、利用者の声を聞く会、十回以上聞いてい答弁が、教育長にいつちゅうと、体育指導員の会の意見やそういう意見を聞いている、利用者、利用者の声を聞くんだと。それから教育委員会に聞いているといったけど、それでは後退でして、使用者、利用者の声を聞くような形というのは考えられないんですかということが最初の質問で、そうすると、利用者の声を聞く会を持ちたいという次長の答弁で、教育長はちょっとそれは引込んだんでは、利用者、利用者の声を聞く会は、どういうふうにお考えなのか、ちょっと聞きたいんです。僕は運営審議会みたいなことをつくつてい

ろ意見を聞けば、出てくると思うんですね。御近所の方が使っている例が多いわけですから。そういうことから言いまして、そのところに、今の見解からするとちょっと後退だと思つて、答弁の不一致ではないかと思ひますけれども、利用者の声を聞く会を持ちたいという最初の答弁はどういう形だったのか、ちょっと詳しく、もう一回伺いたいと思ひます。

それから情報公開に関しては、内田部長の方で、要するに近いうちに決定するんだと。最後に伺つておくけど、そのための申込書みたいなものもそのときに合わせてできるんだというふうに理解してよろしいというふうに思ひますので、そのところを一言聞かせていただきたいと思います。

それから文書管理のことで、助役の方からいろいろ整備をしたいと。法的には規定はないと。要するに最高責任者である市長の考え方で判断するんだと。だから、見せるも見せないもその市長さんの判断なんだと。そうなんですよけれども、そのところはだから、それでは市長に伺いたいんですが、公文書と云うのは、あなたのものではなくて、公のものではないのかということについての意識、見解はどうなつていのかということについては、ここ八年間の総括でちゃんと伺つておきたいんですけど、公のもの、つまりこののはつまり常に開かれていなければならないというような形での公務員のあり方というのは、つまり、例えば公務員の守秘義務にかかわるようなことについては、当然聞くわけでもないわけですよ。このあたりなんてのは要するに、提出した相手もちゃんとわかっているようなものなのに、あえて秘匿する理由というのはどこにあるかということ、きちんとしておきたいと思ひます。

それから、在住外国人の数で、六十三年の数が出ましたね。六十一年の事務報告も八百十六名、総数としては本当に変わつてないんですよ、そうしますと、中がちょっとずれたという感じですよ。特に、やっぱり東京近辺ですよ、地方都市どこでもそうなんです、フィリピンの人がふえてきた。それから多分これから先、建設労働者という形でパングラディッシュの人なんかふえてくるかなんて、ちょっと思つてゐるんですけども、実際にどういう形で外国人の数が変わってくるかということ、ぜひ注目してほしいと思ひます。

それから、最後の総合福祉センターについては、調査、研究と。さっき、だから調査研究というのはど

れぐらしいのめどでしますかということをお伺ったのであって、そういうことをやはり知りたいんですよ。つまり、総合福祉センターをつくるぞと、いつまでにつくるぞということが大事かもしれないけれども、同時に周到なる準備をしてそういうものをつくってほしいと思っっているわけで、協議会などというものを調査、研究だと、どれぐらしいのめどに考えているかということをお伺いして、最後に市長に伺って、三度目の質問にしたいと思います。

○教育次長（古谷正夫君） 体育館の利用者の声でございますけれども、先ほどの教育長の答弁と私の答弁で食い違っているのではないかと御指摘でございますけれども、教育長が申し上げましたのは、具体的に申し上げまして、体育指導委員会とか教育委員会にもお諮り申し上げて、利用者の声を聞いてみたというふうな意味でございますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

○市長（田村匡雄君） 自席からお許しをいただきまして、御答弁申し上げます。公文書の、過日の件でございますけれども、どうして読み上げなかったんだというようなことでございませうけれども、その時点では読み上げる必要がなかったということとちょっとまずいんですけれども、必要がないというふうに感じたわけでございまして、もしか文書を見せていただきたいたいというようなことがございましたならば、そのときにはまた考えさせていただきたいというふうに思っっているわけでございます。○企画財政部長（内田和雄君） 御指摘の点につきまして、用紙等につきましてはつくることになっておりますので、よろしく願います。（「総合福祉センターのめどは、いつごろを考えていますか」と呼ぶ者あり）

○市長（田村匡雄君） 総合福祉センターの調査、研究についての件について、どのようなこととございませうけれども、時期はまだはっきりいたしませんけれども、できるだけ早い時期に調査、研究をしていただきたいというふうにお考えをお伺いいたします。

○十三番（遠藤洋一君） 要望だけちょっとしておこうと思えますけれども、今の体育行政のところ、わかりました、つまり今まではそういうことを聞いてきたんだということを教育長は答弁したわけですよ。要望としては、ぜひ市民参加の形で聞く会のようなものを、ぜひ検討していただいて、それがやはりよ

りよい利用になると思えますので、そのことをぜひ検討していただくように、ここで教育委員会の方に要望しておきたいというふうには、よろしく願いたいと思います。

それから情報公開で、用紙はできているということ、最後の市長の、読み上げる……わかりました。つまり手続の問題なんです。つまり、文書として出してくださいと言ったら考えたけど、読み上げると言ったら私は読み上げなかったんだということだというふうには、それはそれぞれの判断ですから、読みたくないものは読みたくないでしょうけれども、しかしそれにしても、僕は、あのとき言っていることはつまり、そういうものがあつたら公開しなさいということを言っているに過ぎないというふうには思っています。それは公開されるべきだと思いますし、こういう形で基地に申し入れていくことは、恥ずかしいことでも何でもありません、行政上市長さんが判断なさっていることなんです。それは僕は市民に対して、だれに対しても、私はこういうものを突きつけているから、だから三が日は静かだったんだぞ、と言うぐらいのこの関係というのは、非常に大事だろうと。

それは向こうの、基地の方だってアメリカ軍の、要するに一施設としてそれなりのつまりアメリカの行政的なものを持って乗り込んで来ているわけであるわけですから、こちらとしても地元の行政としてもこういう態度なんだということが、やはりきちんとしてくれれば、ここは植民地でも何でもありませんから、協定上来ているということであれば、そういうことについてのことがやはりあったということなんです。それからいきまして、今後ということがもうないのが大変残念ですけれども、そこについてはいきちんと考えていただきたいと思います。

それから最後の、僕は最初の方に申し上げましたけれども、総合福祉センターについてはやはり、所信の表明の中にもありましたけれども、やはり僕は市長さんが考えて、もちろん皆さんと相談した考えですけども、市民に残していくものだと思うんですよ。それから言いますと、やはり任期の間に市民の皆さんの意見を伺うような会、あるいは市長と囲んで市民の声を聞くようなことを最後に、次の市長さんに置き土産をするようなことぐらいは、ぜひ考えていただきたいと思います。それがいい福祉センターができていく道だろうというふうに思いますので、そのことも最後、五月二十日任期だと伺ってまずけれども、そこまで

ぜひおやりになっていただきたいし、あるいは次の市長さんの候補が、総合福祉センターについてのいろいろな公約を掲げるかもしれないけれども、そんな方が出てくるかもしれないけれども、そのときにやはり市民が次の市長さんにどのような人をゆだねるかということの、相当大きな指針にもなると思うんです。そういう意味から言っても、市長さんの最後のお仕事としてそのことを、総合福祉センターのことを、すぐ大きな仕事だと思えますので、よろしくお願いをして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（村尾栄次君） 一時まで休憩いたします。

午後十二時 五十二分 休憩

午後 一時

開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。十二番原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 一般質問をさせていただきます。

老人福祉について、託老所の設置について質問いたします。

私はこれまで再三、老人福祉の充実について市長の見解を質問してきました。本議会におきましても、老人福祉の一つとして、託老所の設置について質問いたします。

全国的に高齢者が増加していく中で、当福生市も例外でなく、高齢化が進んでいます。高齢化社会となっていて、当市でも高齢者、特に痴呆性老人の施策が緊急に求められています。

私は、今年の一月に、会派研修で滋賀県の大津市と石川県の小松市へ、託老所の視察に行っていました。小松市は全国で初めて託老所を設置した自治体です。大津市は、小松市、松原市に次いで三番目に託老所を設置した自治体です。大津市と小松市の託老所の視察をさせていただき、また市の担当職員の方

々のお話を聞くに当たり、当福生市でも早急に託老所の設置が必要であると感じた次第です。

私が昨年の九月議会で、この託老所設置の一般質問をしたときに、部長は、市内の痴呆性老人は、厚生省の出現率で見ると百五十五人であると答弁されています。ですから、現在でも少なくとも百五十五人は痴呆性老人が市内に存在しているということは言えると思います。この痴呆性老人の方々とその家族の方々の苦勞を考えると、託老所の設置が急がれるし、当然に必要であると考えなければなりません。小松市にしても大津市にしても、託老所を設置したことによって、市民から喜ばれております。何よりも、痴呆性老人を抱える家族の皆さんからは、大変喜ばれているそうです。また、痴呆性老人の方々の反応は、生き生きとしているということです。

人間、だれしもときを経れば高齢者となります。高齢者となったときに一番心配するのは、自分が痴呆性老人にならないかということです。高齢者にも当然基本的人権は守られるべきです。痴呆性老人となつたお年寄りの介護は、家庭では限界があります。現在は、全国各地にこのような高齢者に託老所を設置している自治体もふえていますし、都としてもその対策を講じているようです。福生市といたしましては、私の再三の質問の答弁では、特別養護老人ホームができるのでその協力をとか、総合福祉センターを建設してから検討したいと言われましたが、私としては早急に託老所の設置をすべきと考えています。これまでの答弁は承知しているものですが、その後の見解をお尋ねいたします。

次に、特別養護老人ホームについて質問いたします。

福生市に待望の特別養護老人ホームが開設されてから、五ヵ月たちました。百床のベッドが現在は満床になったと聞いています。これまで入所を希望しながらなかなか入所できなかったお年寄りや家族の皆さんに、喜ばれていることと推察いたします。この特別養護老人ホームは、都が指導監督をするものであることは承知していますが、当市内に設置されている施設であり、入所者も市民でありますので、質問をいたしたいと思います。

皆さんが御承知のように、特別養護老人ホームサンシャイン・ヴィラは、老人福祉法にのっとりその設備や運営いたしました。この特別養護老人ホームサンシャイン・ヴィラは、老人福祉法にのっとりその設備や運営

がされるものです。ところが、十一月一日のオープンから五ヵ月しかたっていない現在、市内ではこのサンシャイン・ヴィラの運営について、いろいろのことが取りざたされています。私としても、いろいろなお話は聞いています。たとえこれらの話がうわさと言えども、社会福祉法人である施設がこのようにまちの中でよくない話題として起こることは、都の指導監督による施設でありますけれども、放置できないと考えるものです。市長の見解をお尋ねしたいと思います。

次に、都有地の活用についてお尋ねいたします。加美平団地内の都有地を、市民に開放することについてです。

加美平団地内には、污水处理施設の跡地があります。加美平団地が都の供給公社となっていますので、その土地も供給公社が管理しているものと思います。この土地は、約九百平米あるということです。現在はフェンスが張ってありますが、比較的自由に出入りができるようになっています。この土地を市有地として確保して、地域住民のための公共施設を建設してほしいという市民の皆さんの声があります。私は、現在空き地となっていますこの土地を、都と交渉して地域住民の要望に応えていただきたいと考えるものですが、市長の見解をお尋ねいたします。

次に、地域環境についてお尋ねいたします。市民の将来における住環境問題についてです。

市内には、マンションの建設や一戸建住宅の建設が目につきます。土地の高騰により、この西多摩地域に住宅建設が進んでいるようです。いろいろな住宅が建築される中で、建築法を無視した住宅建築があることは、隣接する市民の迷惑はもとより福生市の将来にわたっての住環境の悪化にもつながるものです。私は、行政の指導を強めていただき、このような建築法違反に対して強い指導をすべきだと考えます。申し上げるまでもなく、住宅等の建築については都の行政が行うものであり、指導監督も都の仕事であります。余りにひどい違法建築が市内で建設されていますので、実情を訴えて、市行政より都に強く指導をしてくださるよう要請をしていただきたいと思います、市長の見解をお尋ねするものです。

この悪質な住宅建設は、福生市福生二二一六番地に建設中であります。ある不動産業者が、約百一平米の土地を購入し、それを半分に区切り五十・七十二平米の土地に一戸づつ住宅を建設中なのです。この土地

は一種住専であり、建ぺい率が四〇、容積率が八〇のため、一つの宅地では四十平米の住宅しか建てられないのです。ところがこの業者は、建築確認を取る際には法どおり四十平米で確認を取っていますが、現実に建設している建物は、当初七十一平米のものを建てており、近所の市民が都の建築指導二課へ連絡した結果、建物を十平米削り、屋根を二十センチ削って、今現在では六十一平米の住宅を建設しています。これでも五十・七十二平米の土地に六十一平米の住宅を建設しているわけで、大幅な建ぺい率、容積率違反を行っているのです。

当然、都に対して強い指導をしてほしいと訴えています。現実には住宅建設は進行しています。これでは、市民の皆さんから行政は業者に対して甘い指導であると言われても、やむを得ないと思います。当福生市におきまして、このような小住宅地に大幅な建ぺい率、容積率違反の住宅ができるということは、将来において住環境の悪化となるのは目に見えています。都行政の範囲に入ることですが、福生市民が迷惑を受け、また福生の住環境を守るためにも、市長といたしましては都に対し、このような違法建築は強く取り締まってほしいと要請すべきと考ええるものですが、市長の見解をお尋ねいたします。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 原議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点の老人福祉について、託老所の設置についてでございます。

昨年の九月議会において御質問がありましたときにも御答弁を申し上げましたが、職員も専門的な技術が必要であったり、施設も特殊性を加えた建設が必要などと、いろいろと問題がございます。したがって、昨年内に開設されました特別養護老人ホームや、検討中の総合福祉センターその他の福祉関係施設の利用等も考えられますので、今後も検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、第二点の特別養護老人ホームについてでございます。

この老人ホームは昨年の十一月にオープンされ、現在福生市の方は十三名の方が入所されております。御質問の、施設の設備や運営の改善等につきましては、都道府県知事によって行われることになっております。市町村はその立場にはないわけですが、しかしながら、市内の施設でもあるとともに、入

所されている老人も市民でありますので、問題があれば施設を訪問するなどその内容把握に努め、施設に助言、要望等をして協力を求めていきたいと考えております。

次に、都有地の活用についてでございます。加美平団地内の都有地の開放についてでございます。

本件に関しましては、以前から公社側と交渉をしているところでございますが、一団地経営という都市計画上の特許事業によって建設をした経緯があることから、また用地取得が困難な折から、基本的には公社としての有効利用を図る。具体的には、加美平団地の場合面積が大きいので、住宅建設に充てるといの方針でありました。なお、最近確認いたしましたところ、昨年検討した結果もその方針を変えていないとのことであります。しかし、取り壊した後大分経過するにもかかわらず、具体化する状況がないので、今後働きかけを続けさせていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に地域環境について、市民の将来性における住環境問題についてでございます。

これまでも、違法性のある建築活動に対して、市役所の方にも市民から電話や来庁によって訴えられるケースが多いとの報告を受けているところであります。事例地の件も、一月下旬ごろから電話や通告を数回いただいていたようであります。御承知のとおり、建築行政は東京都で行っていますので、既に担当部を通じて適切な指導方を申し入れてあります。なお、市が介入できない建設行政を補充いたすべく、一定規模以上は市の宅地開発等指導要綱による指導を実施しております。少しでも住環境の保護に努めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○十二番（原 敏子君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。

まず一点目の託老所の件ですけれども、これは私も昨年の九月議会で質問をいたしましたして、やはりそのとおりの、今の答弁と同じような、特養だとか、先ほど登壇して発言しましたけれども、総合福祉センターの建設を待ってこの問題は検討したいんだというふうに言われています。それは承知しているんです。ですから登壇して質問しましたように、その後どうなるのかということ、また同じ答弁なので、その後の、現三月議会の時点においても、やはり九月議会の時点と同じ考えだというふうには理解いたしますけれども、ここの中で、こういうふうに言っているわけです。市長が言われました特養の問題、特養につ

養の問題、特養については九月議会時点ではまだオープンしておらず、その後の十一月一日にオープンしたわけですね。九月議会の部長の答弁では、私の、検討をするというけれども、いつごろまでに検討するのかという質問に対して、部長の答弁は、期間としては、やはり先ほど申し上げましたとおり、特養がオープンして、その後軌道に乗れば、そこで協議に入っていきたいというふうに考えていると。即今年度中というわけにはいかないということを言っておりながら、なるべく早くそういった協議を整えたいというふうに考えているという答弁があったわけです。

特養ができて五ヵ月を経過しているわけです。ですから、私は、その後の五ヵ月の間に何か検討がされたのではないかとということで、また質問をしたわけですが、それがされたのかされていないのか、その検討についてひとつお聞かせいただきたいのと、それと、託老所について、私が一月に大津市と小松市を視察してきた中で、託老所そのものを建設、設置するに当たって、そんなに難しく考える必要はないのではないかと。視察をしてきた結果でこれは意見を述べさせていただきたいし、その質問に答弁していただきたいというふうに思うわけです。

小松市の託老所は、五十九年に開設されました。開設されたときは託老所に要する職員は一人です。一人の方が担当して、職員を一人そのために採用しまして、一人の方の職員でやってきたわけですね。そのときに、専従の職員は一人だけれども、痴呆性老人——託老される側は定員が五名であると。朝の八時から夕方五時半まで、月曜日から金曜日をやっていたわけですね。それが四年経過する中で、日曜、祭日を除くだけで、毎朝今度は七時半から夕方六時半まで、今託老を、小松市では行っているわけです。対象人員も、今では十三名というふうに倍以上になっています。

ですから、これは本当に託老が必要であり、託老所がどうしても、行政としても設置する必要があるというところから発展したものであり、それはそれなりの準備も当然必要です。特養でできればそれはそれでいいというふうに思いますけれども、私は、要はやる気ではないかというふうに思うわけです。特養ができる前は特養ができたその中で検討していくと答弁し、特養ができてオープンすれば、今度はまだできない総合福祉センターができたというふうな答弁をしていくわけですね。これではいつまでたか